

第 13 次神奈川県鳥獣保護管理事業計画の変更について

1 第 13 次神奈川県鳥獣保護管理事業計画の変更について

第 13 次神奈川県鳥獣保護管理事業計画（以下「第 13 次計画」という。）は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に即して、県知事が、地域の鳥獣の生息状況に応じた鳥獣保護管理事業を実施していくために定める法定計画である。

今般、鳥獣保護管理法施行規則の一部が改正されるに当たり、所要の変更を行う。

(1) 狩猟鳥獣の見直しに伴うもの

- 鳥獣保護管理法施行規則の一部が改正され、バン、ゴイサギについて狩猟鳥獣の指定が解除される。

（改正省令は令和 4 年 9 月 15 日施行）

- 第 13 次計画において、「許可権限の市町村長への移譲」の項目で、「狩猟鳥獣 48 種のうち（省略）36 種並びにドバト、ウソ、オナガについては鳥獣捕獲等許可権限を市町村長に移譲する」と定めている。

➡改正省令の施行により狩猟鳥獣の数が変わることから、計画の記載を変更する。

なお、見直しのたびに計画変更が必要となることを避けるため、数の記載を削除する。

変更による影響

- ・バン、ゴイサギの捕獲許可権限が市町村から県に返還となる。
（返還には別途、条例改正が必要）

<参考：現行の市町村長への移譲対象（太枠内）>

狩猟鳥獣 (48 種)	神奈川県レッドデータ 生物調査報告書 (平成 18 年 7 月発行)	絶滅危惧Ⅰ類	ニューナイスズメ、 ツキノワグマ
		絶滅危惧Ⅱ類	ヤマドリ
		準絶滅危惧	キツネ、イタチ
		希少種	ヤマシギ
		注目種、	タシギ
		減少種	—
	絶滅のおそれのある 地域個体群	—	
	河川の流域において一体的に捕獲が行われているもの	カワウ	
	第二種特定鳥獣管理計画を作成しているもの	ニホンジカ	
	神奈川県での生息が確認されていないもの	エゾライチョウ、 ヒグマ、 ユキウサギ	
	上記以外 (36 種)	バン、ゴイサギ等	
狩猟鳥獣以外	全国的には有害性の強い鳥獣としているもの (3 種)	ドバト、ウソ、 オナガ	

今回、バン、ゴイサギの 2 種が指定解除され、市町村長への移譲対象からも外れる。

(2) 誤記の修正

- 「許可権限の市町村長への移譲」(P. 18)の項目において、非狩猟鳥獣であるニホンザルが、狩猟鳥獣に含まれている旨の誤記載があった。
- 参考資料ページ(P. 34)で、狩猟鳥獣の一覧表の注1、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書」における分類の記載が、P. 18に記載の分類と異なっている(P. 18が正しい)。

➡記載を修正する。

2 変更案

- ① P. 18 「3-2 許可権限の市町村長への移譲」を次のとおり変更する。
(数、ニホンザルの記載を削除)

変更案	現行
<p>3-2 許可権限の市町村長への移譲</p> <p>鳥獣捕獲等許可申請に対し、より迅速な処理を図るため、<u>狩猟鳥獣</u>のうち神奈川県レッドデータ生物調査報告書(平成18年7月発行)で絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類、準絶滅危惧、希少種、注目種、減少種、絶滅のおそれのある地域個体群に分類された種(参考資料4参照)、河川の流域において一体的に捕獲が行われているカワウ、第二種特定鳥獣管理計画を作成している鳥獣のうちニホンジカ<u> </u>及び神奈川県での生息が確認されていない種を除く<u> </u>種並びにドバト、ウソ、オナガについては鳥獣捕獲等許可権限を市町村長に移譲する。市町村長は捕獲許可等に当たっては、法、規則及び本計画に従って適切に事務を遂行しなければならない。また、第二種特定鳥獣管理計画を作成している鳥獣のうちニホンジカ及びニホンザルについては、原則として計画期間中は移譲しない。</p> <p>また、特定外来生物について、地域の生息状況に応じた捕獲を進めるため、生息が見られる市町村からの要望がある場合は、鳥獣の捕獲等許可の権限を移譲することとする。</p>	<p>3-2 許可権限の市町村長への移譲</p> <p>鳥獣捕獲等許可申請に対し、より迅速な処理を図るため、<u>狩猟鳥獣 48種</u>のうち神奈川県レッドデータ生物調査報告書(平成18年7月発行)で絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類、準絶滅危惧、希少種、注目種、減少種、絶滅のおそれのある地域個体群に分類された種(参考資料4参照)、河川の流域において一体的に捕獲が行われているカワウ、第二種特定鳥獣管理計画を作成している鳥獣のうちニホンジカ、<u>ニホンザル</u>及び神奈川県での生息が確認されていない種を除く <u>36種</u>並びにドバト、ウソ、オナガについては鳥獣捕獲等許可権限を市町村長に移譲する。市町村長は捕獲許可等に当たっては、法、規則及び本計画に従って適切に事務を遂行しなければならない。また、第二種特定鳥獣管理計画を作成している鳥獣のうちニホンジカ及びニホンザルについては、原則として計画期間中は移譲しない。</p> <p>また、特定外来生物について、地域の生息状況に応じた捕獲を進めるため、生息が見られる市町村からの要望がある場合は、鳥獣の捕獲等許可の権限を移譲することとする。</p>

- ② P.34 「4 狩猟鳥獣 48種」を次のとおり変更する。
 (数、バン、ゴイサギの記載を削除し、注1を修正)

変更案		現行	
4 狩猟鳥獣 _____ 令和5年4月現在		4 狩猟鳥獣 48種 令和4年4月現在	
区分	狩猟鳥獣の種類	区分	狩猟鳥獣の種類
鳥類 _____	カワウ、_____ マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ(*)、ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く)、キジ、コジュケイ、_____ ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、 <u>ニユウナイスズメ</u> 、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス	鳥類 28種	カワウ、 ゴイサギ 、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ(*)、ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く)、キジ、コジュケイ、 バン 、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、 <u>ニユウナイスズメ</u> 、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス
獣類 _____	タヌキ、 <u>キツネ</u> 、 <u>ノイヌ</u> 、ノネコ、テン(亜種ツシマテンを除く)、 <u>イタチ(オスに限る。)</u> 、 <u>シベリアイタチ</u> 、 <u>ミンク</u> 、 <u>アナグマ</u> 、 <u>アライグマ</u> 、 <u>ヒグマ(*)</u> 、 <u>ツキノワグマ</u> 、 <u>ハクビシン</u> 、 <u>イノシシ</u> 、 <u>ニホンジカ</u> 、 <u>タイワンリス</u> 、 <u>シマリス</u> 、 <u>ヌートリア</u> 、 <u>ユキウサギ(*)</u> 、 <u>ノウサギ</u>	獣類 20種	タヌキ、 <u>キツネ</u> 、 <u>ノイヌ</u> 、ノネコ、テン(亜種ツシマテンを除く)、 <u>イタチ(オスに限る。)</u> 、 <u>シベリアイタチ</u> 、 <u>ミンク</u> 、 <u>アナグマ</u> 、 <u>アライグマ</u> 、 <u>ヒグマ(*)</u> 、 <u>ツキノワグマ</u> 、 <u>ハクビシン</u> 、 <u>イノシシ</u> 、 <u>ニホンジカ</u> 、 <u>タイワンリス</u> 、 <u>シマリス</u> 、 <u>ヌートリア</u> 、 <u>ユキウサギ(*)</u> 、 <u>ノウサギ</u>
注1 下線は、神奈川県レッドデータ生物調査報告書(平成18年7月発行)で <u>絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類、準絶滅危惧、希少種、注目種、減少種、絶滅のおそれのある地域個体群に分類された種</u>		注1 下線は、神奈川県レッドデータ生物調査報告書(平成18年7月発行)で <u>絶滅危惧種又は減少種に指定されている種</u>	
注2 (*)は神奈川県で生息が確認されていない種		注2 (*)は神奈川県で生息が確認されていない種	
注3 網掛けは、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」(平成27年3月環境省及び農林水産省公表)及び中央環境審議会自然環境部会鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会資料に掲載されている外来鳥獣(ただし、キジはコウライキジを、シマリスとシベリアイタチは本州分布のものを指す)		注3 網掛けは、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」(平成27年3月環境省及び農林水産省公表)及び中央環境審議会自然環境部会鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会資料に掲載されている外来鳥獣(ただし、キジはコウライキジを、シマリスとシベリアイタチは本州分布のものを指す)	

- ③ P.34 「5 捕獲許可権限を市町村に移譲した鳥獣 39種」を次のとおり変更する。
(数、バン、ゴイサギの記載を削除)

変更案		現行	
5 捕獲許可権限を市町村に移譲した鳥獣 令和5年4月現在		5 捕獲許可権限を市町村に移譲した鳥獣 39種 令和4年4月現在	
区分	鳥獣の種類	区分	鳥獣の種類
鳥類	マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、キジ、コジュケイ、キジバト、ヒヨドリ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、ウソ、オナガ	鳥類 25種	ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、キジ、コジュケイ、バン、キジバト、ヒヨドリ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、ウソ、オナガ
獣類	タヌキ、ノイヌ、ノネコ、テン(亜種ツシマテンを除く)、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ノウサギ	獣類 14種	タヌキ、ノイヌ、ノネコ、テン(亜種ツシマテンを除く)、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ノウサギ

3 今後の予定

- 令和4年10月中旬 変更計画(案)のパブリック・コメント
 令和5年2月 自然環境保全審議会へ変更計画(案)を諮問
 令和5年4月1日 変更計画の策定(同日付で、市町村長からの権限返還の条例改正)

以上